芝 Щ

治

『アテナイ人の国制』において、クレイステネス改革は主として二十章と二十一章で扱われている。このうち二十章は既に論じたので、今回

は二十一章の考察に移る。

ていきたい。 としては先ず二十一章そのものを扱い、次いでアリストテレスの政治理論全体との関連で考究を進め、アリストテレスの真意を把捉すべく努め 瞭にならないのである。然りと雖も、そうした事はクレイステネス改革理解のためには如何にしても明らかにせねばならぬ。そのために、 るからである。従って、アリストテレスの考えたるところは一体何か、特に部族制改革の目的を如何に把握したのか、こうした点がなかなか明 も重要な史料たる事、論を俟たぬ。然るに、この章の解釈は実は困難である。意味の不分明な章句や、更には誤謬とも目さるべき箇所が散在す 周知の如く、『アテナイ人の国制』二十一章はクレイステネスの部族制改革について筆を進めている。その点でクレイステネス改革につ き 最 吾人

的評価が浮び上ってくることになるだろう。本稿の締括りとして、そういった事にも一言触れておきたい。 る事になる。それに他の二、三の箇所の考察を加えると、『アテナイ人の国制』におけるアリストテレスの、 察出来るようになるであろう。これと前回の論文で得られたる結論とを併せて、 一応、『アテナイ人の国制』二十章と二十一章の解明がなされ これは困難な課題であるからして十分に明快なる結論を得ることは期待すべくもないが、それでもアリストテレスの言わんとするところは推 クレイステネス改革に対する全体

註

1

「『アテナイ人の国制』二十章」(『大手前女子大学論集』十七号、昭和五八年十一月)。

(2) 註(1)。

1

μή φυλοκρινείν πρòs τοὺs εξετάζειν τὰ γένη βουλομένουs.」とあるが、これもまた問題を孕むところであろう。 には理解し難いのだから。 これに続いて「そこで氏を調べようとする者に対して『部族の区別をせぬように』と言われた。 δθευ ἐλέχθη καὶ τὸ μετάσχωσι πλείους τῆς πολιτείας の意味が分明でなく、もう一つには、三節にも出る語だが、混合 ἀναμείξαι もその言わんとするところ直ち 人々を混合しようと欲したからだった。ἀναμειξαι βουλόμενος, ὅπως μετάσχασι πλείους τῆς πολιτείας. 」この文章の解釈は難しい。一つには 部族数を四から十に変えた事が述べられた後、その理由として次の様に記されている。「これは以前より多数の人々が参政権に与り得るために 問題点の指摘から始める事にしより。二十一章中、疑念を生ぜしむる箇所を順に見ていくことにする。先ず二節。ここではクレイステネスが

の一致が見られたとしてもそれは何ら問題とならなかった筈である。 であろうから。」というわけである。しかしこの説明は不可解である。 ている。何故ならば、従前は十二のトリッテュスがあり、「(もし十二部族に分てば)大衆混合 ἀναμίσγεσθαι τὸ πλῆθος の目的を達しなかった 次に三節。ここではクレイステネスが部族の数を十二としなかった事について、既存のトリッテュスとの合致を避けたことがその理由とされ 新しい部族と旧来のトリッテュスとは全く別物なのだから、 たまたま数

σιν τοὺς νεοπολίτας, ἀλλὰ τῶν δήμων ἀναγορεύωσιν'」これはアテナイ人の呼称に関して、個人名に父称を付加するのでなく、デーモティコン 父の名によって呼んで新市民を判別することなく、所属の区によって呼ばんがためであった。.....ζνα μὴ πατρόθευ προσαγορεύοντες εξελέγχω-するところにありということだが、これはおかしい。何故なれば、父称は必ずしも出身地或いは卑賤なる出生を明示するものではない。従って を以ってそれに代えたという事であろう。しかし、現実には、父称はその後長く使用され続ける。また、この変革の動機は新市民たる事を隠蔽 今度は四節における呼称の問題。以下の如く述べられている。「(クレイステネスは)各区に住んでいた人たちをお互に区民としたが、これは

民」veoπoλίταs は唐突に響く。 父称は新市民たるの素姓を曝露するものとは限らず、新市民の隠蔽のためにその使用を停止したとするのは不可解である。之に加うるに 前後に何の断りもなしに現れるからである。 新

最後に五節。 ここではナウクラリアに関する叙述に問題がある。しかしこれは本稿では扱わない。

事実関係というよりは、 以上列挙してきたが、『アテナイ人の国制』二十一章-主として部族制改革の目的に関するものであった。クレイステネスの意図について、アリストテレスは本当のところ何 -本論文で扱うのは二、三、四節であるが は数多の難所を含む。 そしてそれらは

2

を考えていたのであろうか。

釈を徹底させたのはデイとチェインバーズ共著になる『アリストテレスのアテナイ民主政史』である。 うした意図もあるとアリストテレスは考えた。学者によって程度の差こそあれ、凡そこのように受け取られる事が多かった。中でもこの種の解 者の事がアリストテレスの脳裡にはあり、それらの市民団への編入を容易ならしむるために部族制改革が行われた。少くとも部族制改革にはそ ここで学説を一瞥することにしよう。従来、二十一章は例の「市民権賦与」との関連で解される事が多かった。新たに市民権を授与されたる

旧トリッテュスとの一致を避けて「混合」を行わんとしたのも同じ意図によるものであった。μή φυλοκρινείν 及びデーモティコンの使用も、 新たに市民団に編入されたる者を判別せざるがためになされたるものである。アリストテレスはおよそこのような事を考えながら筆を運んでい 容易ならしむるためであった(二十一章二の ὅπως μετάσχωσι πλείους τῆς πολιτείας はかくなる角度から解される事になる。)し、 ったというわけである。 この書によれば、二十一章においてアリストテレスは専ら市民権賦与の事を考えている。クレイステネスが部族数を増したのは市民権賦与を 新部族と

理論を抱懐していたが、それに規定されて、クレイステネス改革に関しても、 人口理論なるもので以って説明を与える。アリストテレスは人口と政体の関係につき、人口、特に下層民が増加すると民主政が進展するという これは非常に明快な解釈であって、難点が悉く解き明されてしまうかの如くである。更にその上、デイとチェインバーズはアリストテレスの 斯くして、アリストテレスの政治理論なる見地より二十一章は裁断されてしまう。あとには一点の疑問の余地も残さぬほどである。 人口増を招致したる市民権賦与を重視してしまったというわけで

の差はあるが、兎に角そういった角度から部族制改革に関する記事を読もうとする。かくして、二十一章二は民衆の政治的権利増大を記してい ることになる。「混合」も民衆の進出を阻害する傾きのあった旧秩序の打破なる観点から理解されることにもなるであろう。 他方、これとは異なった角度からの解釈も勿論存在する。それは何らかの形で民衆の進出を二十一章に読み取ろうとする。この立場にも程度

の検討に入っていくことにしよう。 以上、『アテナイ人の国制』二十一章には、大別して二種類の見方の存在する事が示された。このことを念頭に置いた上で、以下、テク ス ト

註

(1) 『アテナイ人の国制』の訳文は概ね村川堅太郎氏のもの(岩波文庫版)による。

2 ある。これもまた明快な解釈である(同時に強引だが)が、貴族制的身分秩序破砕なる視点を徹頭徹尾推し進めたものであって、その点、デイ、チェインバ はするのであって、その観点から諸々の難点 —— μετάσχωσι πλείους τῆς πολιτείας, μὴ φυλοκρινεῖν, ἀναμίσγεσθαι —— を解明し尽さんとするかの如くで のであるが、クレイステネスの部族制改革によって初めてそれは破壊されたのである。『アテナイ人の国制』二十一章は実にその事を述べたものとヴュスト ーズとは対蹠的である。 族は身分制的機構であって、各部族において三身分の各々が一つずつのトリッテュスに分れていた。かかる身分制的部族制は重要な存在として機能し続けた この立場からの解釈を一貫して行ったのはヴュスト (F. R. Wüst, Zu den πρυτάνιες τῶν ναυκράζων und zu den alten attischen Trittyen, Historia J. Day & M. Chambers, Aristotle's History of Athenian Democracy, Berkeley and Los Angeles 1962. (Reprint. Amsterdam 1967) 111-120. 1957, 183—186) である。ヴュストによれば前古典期アテナイには Eupatridai, Geomoroi, Demiourgoi なる三つの身分が存在した。 他方、旧来の四部

らぬ。そこで『政治学』が援用されることになる。周知の 1275b34-37 である。「しかし恐らく、革命が起った時に、初めてその国民権に与った 四節の neopolitai から始めることにしよう。これは「新市民」と訳される。ただ、これが何を指すのか、二十一章からだけでは直ちに は 分

έχει απορίαν, ὅσοι μετέσχον μεταβολής γενομένης πολιτειας, οἱον ᾿Αθήνησιν ἐποιησε Κλεισθένης μετὰ τὴν τῶν τυράννων ἐκβολήν πολλοὺς γὰρ ἐφυλέτευσε ξένους καὶ δούλους μετοίκους.] いうのはクレイステネスはたくさんの他国人や奴隷の居留民を国民の一部たる部族民にしたからである。(山本光雄訳)ἀλλ' ἐσως ἐκεῖνο μᾶλλον あの人々、例えばアテナイでクレイステネスが僭主たちを追放した後に国民に列した人々については、もっとむずかしい問題があるだろう。と

アリストテレスが述べているという事は一致して認められてきた。そして、この際市民に為されたる者が、『アテナイ人の国制』二十一章四の 表現であって、その意味するところ明瞭とは言えぬ。しかしその厳密な内容はともあれ、クレイステネスが多数の非市民に市民権を授与した旨 neopolitaiに他ならぬとなるのである。 ところが、この一節はそう簡単には読めないのであって、特に末尾の sévous καὶ δούλουs μετοίκουs は屢々問題視されてきた。これは奇妙な

テナイ人の国制』二十一章四の πατρόθεν にも新奇なる解釈を施した。これによると、アリストテレスは市民権賦与の事など語ってもいない。 従来の学説史においては市民権賦与が史実たるか否かが問われてきたのであるが、そうした事は問題にもならない。何故ならギリシアの史料は つとしてそういった事を述べていないのだから、という具合になる。 もっとも、オリヴァーはこれに異を唱えた。彼は上に引いた『政治学』の一節に独特の読み方を提案した。 更に neopolitai と、 同じく『ア

う解しない限り、「新市民」とは何者なのか全然分らなくなる。 はりその線に沿うて理解するべきである。 アリストテレスが neopolitai と記す場合、市民権被賦与者を念頭に置いていたとするしかない。 そ b34-37 は市民権の定義との関連において述べられているのであるが、他の何者でもなくクレイステネスを例として 挙げているのを見ると、ク である。ここで反論を展開するまでもない。やはりアリストテレスは市民権の授与が実際に行われたと考えたのだろう。上掲の『政治学』1275 レイステネス即ち市民権賦与者との観念がアリストテレスの心を大きく領していたのであろう。 従うて、『アテナイ人の国制』二十一章四はや しかし、オリヴァーの読みは一般の支持は受けていない。『政治学』についてもそれは無理であるし、neopolitai、patrothen に関しても同様

確実な点から出発して考察を進めていかねばならない。 かくして、二十一章の少くとも四節において、 クレイステネスによる市民権賦与が考えられている事、これが確実となった。吾人はこうした

受け取ることになる。語学的には何れも可能である。 治的地位向上を招来するために行われたことになり、後者を採れば改革は非市民のアテナイ市民団への編入を容易ならしむるために実施された running of the state' シーデ 先ず ὅπως μετάσχωσι πλείους τῆς πολιτείας° これは 'so that more (sc. of the citizens) should have a share 前者は μετέχειν τῆς πολιτείας を teilhaben am Staat, participem esse rei publicae と解し、後者はこれを「市民権に与る」と 'so that more (sc. men) should be members of the citizen body' とも訳し得る。前者に従えば部族改革は民衆の政

従来アテナイ人はテーテスも含めて全員が国政に参与する権利を有していたのだから。 者がいて(例えばテーテス)、これが政治的に十分の権利を有するに至ったということであろうか。これはそうではなさそうである。何故なら、 このうち前者の解は具体的には何を意味するか。「より多くの者が maelous 国政に参与する」とは、 従来アテナイ市民の中に政治的に劣格

での民主政進展は考えなかったように思える。この事は二節を解釈する上で留意すべきである。 る。このうちの一つでもが二十一章に記されているであろうか。否、である。クレイステネス改革に関して、アリストテレスはこういった意味 の撤廃或いは緩和、 的なる事とは、アリストテレスの思考に沿うた場合、具体的には如何なることか。それは万人が役職に就任し得ること、抽籤の採用、 そうすると、問題の句は一般に民衆の政治的地位向上を、即ち国制がより民主的となる旨を述べんとしているのであろうか。制度の上で民主 重任の制限、 任期短縮、多数者の裁判への参与、裁判や民会の権限拡大、手当の支給、終身の役の廃止といったところであ 財産資格

が自然であろう。その場合、新十部族の区別、探索が問題となるのではありえない。それらは折角新たに作ったものなのだから。そうではなく で部族制改革が語られているのを考慮した場合、この語はおそらくはそれの本来的の意味「部族を区別する、探る」で使用されているとするの て旧部族を探る、即ち旧四部族への所属如何の詮索乃至その阻止が問題となったのであろう。 般的に「吟味する、区別する、選ぶ」といった意味を有する。ここでは何れの意に重点を置いて使用されているか判別は難しい。しかしここ 次に少し先のμή φυλοκρινεῖν と εξετάζειν τὰ γένη。先ずμή φυλοκρινεῖν であるが、φυλοκρινεῖνは「部族を区別する、探る」の他に、 アリストテレスはそういった積りで μή φυλοκρι

veiv と記したものと、一応考えられる。

者」だった事になる。 族は氏族制的機構だったのであるが、クレイステネスは氏族の影響力を減殺すべく部族改革を行った。その結果、氏族員たると否を問わずアテ фuλoxpcveiv はそのために言われたることになる。 この解釈に立った場合、 ナイ市民は全員が同一の平面に立つことになった。ところがそれに異を立て古い区分にこだわる者もいた。それが即ち「氏族を調べようとする ころが考えられる。 έξετάζειν τὰ γένη° 狭義に解した場合如何相成るか。 当時、 γένος なる語も多義的であるが、ここでは狭い意味で「氏族」、 人々の氏族への所属如何を詮索する者がおり、 当時、氏族の地位が大きな政治問題と化していたことになる。 或いは広義に取って「生れ、 それの制止が必要となった。 素姓」といったと 旧部

と共に氏族を敵視するが如きところはなかったとアリストテレスは見ているのである。そうすると、 ξξετάζειν τὰ γένη の γένη を「氏族」と ξκάστους κατὰ τὰ πάτρια.」クレイステネスは氏族やプラトリアには手を触れなかったというわけである。クレイステネス改革にはプラトリア が、『アテナイ人の国制』同じく二十一章の六節では次の様に記されている。「彼(クレイステネス)は各人に氏族とかプラトリアに所属し、 たそこで神官職に就くことを父祖伝来の制度に従って存続させることを認めた。τὰ δὲ γένη καὶ τὰς φρατρίας καὶ τὰς ໂερωσύνας εἰασεν ἔχειν 「氏族制的機構」だったか否かはともかく、(1848) こういった 解釈によればクレイステネスは 氏族に敵対的であったことになる。

解するのは些か疑問ありとなる。

来し易いけれども、 上に述べた通りのものであった。それらは政治制度上の変化であって、出生には直接関係しない。勿論、 が考えられる。一つの見方は民衆の政治的地位向上といったものであろうか。改革の結果卑しい者共も同等の権利を得たのだから、 スが記していることになるのか。 さすれば、Yévn はもっと一般的な意味の「生れ、 素姓を詮索してはならぬという具合になるだろう。ところで、政治的に民衆が進出するという場合アリストテレスの考える事はと言えば、 直截に出生を云々せしむる程のものではないような気がする。 それでは生れが何故問われるのか。 素姓」といったところであろうか。当時、「生れ、 この場合、 先程の μετέχειν τῆς πολιτείας の解に対応して二種の解釈 素姓」にこだわる者がいたとアリストテ それらの変化は下賤の者共の進出を招 それらの生

μετέχειν τῆς πολιτείας に関するもう一つの解釈に道を開くのではないか。 市民権賦与を考える立場よりすれば、 出生を問うのは

理 テネスは新市民を守るべく対策を構じた事になっていた。どうやら二節と四節で、アリストテレスは同じ線上で物を考えているらしい。 いった新たなる市民を詮索、 の必然である。 生れからいって本来アテナイ市民たるべきでない者が大量に市民団に編入されたことになるのだから。クレイステネスはそう 非難から守ろうとしたことになる。これは二十一章四節で述べられていた事と完全に一致する。四節でもクレイス

は万人が平等に扱われるようになった。その点で部族の区別、詮索が制止されねばならなかったとでも考えようとするのであろうか。や為す勿れ」と言われねばならなかったか分明にならぬであろう。それとも、もしかすると、旧部族では貴族が勢力を張っていたが、 う。この事は φυλοκρινείν の語義に最も適合的である。新市民は旧部族には属さずして新部族にのみ所属したのだから。民衆の権利上昇を考え る立場ではこの点が不可解となろう。 更にこの事は μή φυλοκρινείν からも裏付を得られるであろう。 これは クレイステネスが 新市民を 保護すべく 言わしめたことになるであろ 何故なら、テーテスも含めて民衆は全員が旧部族に所属していたのだから。 その際、 何故に「部族の区別

πλείους καὶ φρατρίαι, καὶ τὰ τῶν ἰδίων ἱερῶν συνακτέον εἰς ὀλίγα καὶ κοινά, καὶ πάντα σοφιστέον ὅπως ἄν ὅτι μάλιστα ἀναμειχθῶσι のである。(山本光雄訳。括弧内は筆者) ἔτι δὲ καὶ τὰ τοιαῦτα κατασκευάσματα χρήσιμα πρὸς τὴν δημοκρατίαν τὴν τοιαύτην, οἶς Κλεισθένης ては、クレイステネスがアテナイで、それからまたキュレネで民主制を確立した人々が民主制を生長させようと思って、用いたような方策があ であろうか。これは『アテナイ人の国制』を見ているだけでは明瞭にはならぬ。アリストテレスの他の著作には ἀναμεγνύναι, ἀναμέξ, ἀνάμεξες πάντες ἀλλήλοις, αί δὲ συνήθειαι διαζευχθῶσιν αί πρότερον.] 合されねばならない、つまり、凡ての人々が互いにできるだけ混合され、以前の団結が解体されるように、凡ゆることが工夫されねばならない なる語は都合五回出る。そのうち参考になるのは『政治学』1319b19-27(V1.4)である。「しかしなお、この種の民主制にとって有用なものとし 'Αθήνησιν έχρήσατο βουλόμενος αὐξῆσαι τὴν δημοκρατίαν, καὶ περὶ Κυρήνην οἱ τὸν δῆμον καθιστάντες. すなわち、 「混合」。これは二節と三節に現れる。 今までのとは違った部族や胞族(プラトリア)がもっとたくさん作られねばならない、また私的な祭祀が僅かな公共の祭祀に統 人々を「混合」するとは何か。 何と何を如何にしてまた如何なる目的を以って「混合」するの φυλαί τε γὰρ ετεραι ποιητέαι

ここで「この種の民主制」とあるのは最後の種類 τελευταία、 即ち最も極端なる民主政のことである。そのような民主政のためには

テレスは他に適例を思い付かなかったのであろうか。 イステネスが挙っているのである。 ただ、 この場合、 クレイステネス及びキュレネにおける 民主政確立者の名が挙っているのは少々適切を欠 が行われ ἀναμειχθῶσι πάντες ἀλλήλοις、既存の団結が解体されねばならぬということである。そういった方策を採った例として、まさにクレ 両者共、極端民主政時の事例ではないのだから。 この関連では過激なる民主政の時期に行われた事項を挙げる方が普通であろう。アリスト

いたということであろうか。 スは『政治学』執筆後、見解を変えたのであろうか。はたまた、『政治学』では一般的に記しただけなのが、『アテナイ人の国制』では精確に書 ナイ人の国制』二十一章六と矛盾するようである。とすると、プラトリア云々はキュレネにのみ妥当するのであろうか。それともアリストテレ もう一つの問題点。然るべき処置として部族やプラトリアの改編、祭祀の統合が記されている。しかしこのうちプラトリアに関しては『アテ

進出を促すということであろう。民主政の強化という場合、アリストテレスの考える事はと言えば第一には制度上の措置であるが、また下層民 で「混合」が考えられているようにも思われる。これを『アテナイ人の国制』二十一章二、三の解釈に接用した場合、如何に作用するかは自ず の進出、上流階級の後退という社会的要素にも注意が払われる。 かくして 1319b19-27 では、 大衆の進出に伴う社会的平準化の進行という意味 て、そこには様々の人間関係が生じ上流階級に有利に作用することがあるというのであろう。そういったものを解体することによって下層民の 会秩序の弱体化を推奨しているように思われる。 アリストテレスによれば 部族やプラトリアは 人と人との 結び付きから成るものであるからしぬ 以上は措くとして、1319b19-27の解釈もまた厄介である。この箇所をそれだけ読んでいる限りでは、これは民主政の強化策として旧来の社

最終種の民主政について記述している。その種の民主政にとって有益なる方策として、不純分子の市民団への編入が語られている。問題の箇所 ち市民権賦与を容易ならしむるための処置として考えられているのかもしれぬ。そう受け取る事可能なりとせば、これが『アテナイ人の国制 はこれに直接続くのであるから、 「混合」の解釈に何を齎すかまた自ずと明らかであろう。 ところが、1319b19-27については別の解釈も可能ではある。『政治学』六巻四章は民主政の変種を扱っているのであるが、その終りの部分で 内容的にも先行部分と連続するのかもしれぬ。そうすれば、部族、プラトリア、祭祀の改編もその関連で、即

理解する上であまり有用とは言えぬ。「混合」はそれ自身としては、民衆の地位向上と市民権賦与なる二様の立場、何れからの理解も許すの で 以上、『政治学』1319b19-27 が必ずしも一義的に明快なる解釈を許さない事が示された。従って、それは『アテナイ人の国制』の「混 合」を

3

市民導入にありと見たのであろう。テクストに余計な緊張を強いるまいとするならばそう受け取るより他はないだろう。 全体を通してそのような考え方があるのではないか。それが適切なる認識たるか否かは別問題として、アリストテレスは部族制改革の目的を新全体を通してそのような考え方があるのではないか。それが適切なる認識たるか否かは別問題として、アリストテレスは部族制改革の目的を新 考の線に沿うて考えた場合、そう解するのが最も自然となろう。更に四節をも併せ考えた時、その解釈は一層強められる。どうやら、二十一章 市民権云々の解釈を採る方が良いように思われる。勿論、釈然とせぬところが残るのは事実である。しかし、テクスト及びアリストテレスの思 以上、『アテナイ人の国制』二十一章の四節並びに二節を主として考察してきた。そのうち先ず二節であるが、これは全体として見た場合は、

縮の故か、それともテクストに欠落を想定すべきなのか。 それにしても二十一章は舌足らずである。言わんとするところをもう少し明確に表現してもよかったのではなかろうか。これは極度の筆の圧

様であるが、区よりも部族改革を重視したようである。この点は『アテナイ人の国制』でも『政治学』でも同じである。 テネス改革の中枢に位置せしめられることもあった。しかしアリストテレスは必ずしもそうは見ていないようである。これはヘロドトスでも同 最後に残余の点を二つだけ指摘しておこう。一つは区。新しい区の制度は近代の研究史においては屢々重要視され、場合によってはクレイス

そのような事は述べていない。この事もまた記憶に留めておこう。 もう一つ。学説史において、部族制改編は血縁的氏族制的原理から地縁的原理への移行を意味すると屢々言われてきたが、アリストテレスは

註

(1) 岩波版アリストテレス全集十五巻、一九六九年。

- the Aristotelian Athenaion Politeia, Oxford 1981, 255-256, ης 6° cf. K.-W. Welwei, Der "Diapsephismos" nach dem Sturz der Peisistratiden, Gymnasium 74, 1967, 435—436; P.J. Rhodes, A Commentary on テクスト修正の試みは屢々なされてきたが今一つ判然とはしない。 或いは ゐoúλous μετοirous はそのまま読んで解放奴隷乃至その子孫と解すべきであろ
- (α) J.H. Oliver, Reforms of Cleisthenes, Historia 9, 1960, 503-505
- 特に πολλούς γὰρ ἐφυλέτευσε ξένους καὶ δούλους μετοίκους. 💫 For he enrolled many foreigners and slaves in a classification as metics. として φυλετεύειν を to form into a separate φυλή (class or category) と解するわけだ。
- (い) neopolitai を "citizens of the new community" 飯いは"new citizens" (referring to the old third caste) と、 patrothen を "after his fathers"と
- 6 Grace, Aristotle on the "Enfranchisement of Aliens" by Cleisthenes, Klio 56, 1974, 353-368) はオリヴァー擁護に傾くが強引である。 ケイガン(D. Kagan, The Enfranchisement of Aliens by Cleisthenes, Historia 12, 1963, 41—46) によって反論がなされた。 なお、 グレイス
- οὐ προσῆκον.」生れの純粋ならざる者 οἱ τῷ γένει μὴ καθαροί が市民権を奪われたというのである。この diapsephismos と enfranchisement とが両立す るか否かが常に問われるのであるが、アリストテレスは双方共実際に行われたと考えたのであろう。これはテクストにそう現れる以上、その通り受け取るよ が多数存するという理由で市民表の修正を行っている μετὰ τὴν τῶν τυράννων κατάλυσιν ἐποίησαν διαψηφισμόν, ὡς πολλῶν κοινωνούντων τῆς πολιτείας 例の、『アテナイ人の国制』十三章五に見える diapsephismos との関連は常に問題となるところだ。「僣主の顚覆後、 人々は不当に参政権に与っている者 他はない。この二つをアリストテレスの思考の上で、或いは事実の上で両立させるのは可能である。その試みは Welwei, op. cit. 423—437
- なお、デーモティコン云々(本論文一三四ページ)はアリストテレスの錯誤に帰すべきであろうか。
- (9) Rhodes, Com. on the Ath. Pol. 250. ロウズは前者に傾いている。
- (2) Wüst, op. cit. 184—185.
- 使い分けている場合もあるのだから。 した二つの解は結局は同一に帰着すると言われるかもしれぬ。しかし、だからと言って両者を混同してよいことにはならぬ。アリストテレスが両者を明確に 「市民権に与る」とは、市民となって諸々の政治的権利を行使出来るようになる事を意味する。それは即ち「国政への参与」である。従って、ここで区別
- (21) Cf. Grace, op. cit. 363, 359.
- 13 ソロン体制の下で、テーテスは裁判と民会に与っている(Ath. Pol. 7. 3)。 アリストテレスの規準では、こういったテーテスは十全なる意味で市民であ Pol. 1275 a 22-33.
- (4) Pol. 1317 b 17—1318 a 3. 更に ibid.IV. 14—16
- (15) この点五百人の評議会が問題となる。 五百人会にテーテスの就任が認められたとするならば、 それはアリストテレス的意味での 民主政進展を示す事にな しかし五百人会を扱った二十一章三節で、アリストテレスはその事には全く言及しない。なお、ロウズ (Rhodes, Com. on the Ath. Pol. 251; The

Athenian Boule, Oxford 1972, 2)はこの時期テーテスには評議員就任資格はなかったろうとする。

∂oès……の句それ自体が曖昧である(前掲拙稿「『アテナイ人の国制』二十章」二―四ページ)し、 二十章と二十一章は内容的に各々別の事を語っているの だから、同じ語(πολιτεία)を別の意味合いで使うことも当然ありうる。之に加うるに、この二つの章はそれぞれ史料をも異にする。本章註(29)参照。 例の ἀποδιδούς τῷ πλήθει τὴν πολιτείαν (Ath. Pol. 20. 1) は μετέχειν τῆς πολιτείας を考察するに 際してあまり 参考とはならぬ。 何故なら ἀποδι-

- (16) Pol. 1275 b 37 における фぃλετεύειν の使用を想起せよ。Welwei, op. cit. 435 Anm. 56.
- (E) Cf. Sir J.E. Sandys, Aristotle's Constitution of Athens, London 1912. (Reprint. New York 1973) 82
- (x) Cf. Day & Chambers, op. cit. 113-114.
- (18a) 『アテナイ人の国制』の断片三(Kenyon, O.C.T.)については本論文第三章註(3)参照。
- 一三八ページ。
- 本論文一三四ページ。
- 本論文一三八一一三九ページ。
- Cf. Wist, op. cit. 185—186.「貴族の権力基盤としての旧部族から万人平等の新部族へ」なる観念はアリストテレスの脳裡には存在しない。 本論文第三
- しいプラトリアを作ったのであるとして、『政治学』と『アテナイ人の国制』との 調和を計るような 考え方もあることはある。 cf. G. Busolt, Griechische Geschichte II², Gotha 1895, 20 Anm.2 本論文一三九ページ。『アテナイ人の国制』二十一章六は既存のプラトリアが改編を蒙らなかったというだけである。クレイステネスは新市民のためには新
- 本論文一四九ページ。
- 本論文一三八ページ。
- (26) 1319 b 19-27 においてクレイステネス及びキュレネの例が引かれているのは適切を欠くと述べた(本論文一四一ページ)。『政治学』においてこの 他にク レイステネスの名が出るのはただ一箇所、例の 1275 b 34-37 においてであった。そこからは、クレイステネス即ち市民権賦与者との観念がアリストテレス スの名が浮んできてしまったのかもしれぬ。1319 b 21 における挙例もその故とも考えられる。 の頭脳を大きく占めている事が明白であった(本論文一三七ページ)。 そのために、 1319 b 1-19 で純良ならざる者の編入を語っているうちにクレイステネ なお、「キュレネでの民主政確立者」云々が何れの事件を指すかは分らぬ。
- 更に一言。『政治学』において、クレイステネスを民主政の確立者となす記述の見られない事に注意。
- 「混合」もコンテクストよりするならば市民権云々なる角度より理解する方がよいのであろう。
- $\widehat{28}$ 二十一章三のトリッテュス云々(本論文一三四ページ)はよく分らぬ。アリストテレスの錯誤であろうか。
- 旧部族の下では様々の人間関係が生じ、それが新市民導入を困難ならしむると考えたのであろう。 それにしても、『アテナイ人の国制』のアリストテレス

は新市民のプラトリア入籍をどう考えたのか。

政の進展を意味することにもなる。その点でこの二つの章は、アリストテレスの頭脳においては矛盾を来さなかったのであろう。 る。更にこの二つの章は史料をも異にする。従って、両者の外見上の不一致はあまり問題とならない。之に加うるに、市民権賦与に伴う下層市民増加は民主 だから。しかし、この二つの章は叙述の対象及び方法が異なる。 二十章は改革前の情勢を継起的に述べたものであるが、 二十一章は 改革の 組織的叙述であ なお、本文の如く二十一章を解した場合、それは内容的に二十章と齟齬を来すと言われるかもしれぬ。何故なら、二十章では民衆の進出が語られているの

- Cf. Rhodes, Com. on the Ath. Pol. 249, 255
- 31 G. Kaibel, Stil und Text der Politeia Athenaion des Aristoteles, Berlin 1893. (Reprint. Hildesheim 1973) 172-174
- grecs anciens." (D. Roussel, Tribu et cité, Paris 1976, 266) ルーセルによれば、ギリシア人の間には純然たる 地縁的組織はない。 従って、血縁から地 縁への移行云々を唱える事は、近代人の観念で以ってギリシア人を律することになる。 "La distinction, courante chez les modernes, entre phylai gentilices ou génétiques et phylai territoriales n'apparaît nulle part chez

≕

思う。しかし、前章では殆ど触れなかったが、『アテナイ人の国制』二十一章には別の見方もある。 ヴェストの如きはその代表であるが、そこ ういった効果を見ようとする向きが多い。曰く、「氏族制的原理に基いて貴族が支配権を握っていた旧部族を政治的に無力にすることによって、 のだろうか。二十一章を普通に読む限りではそのような見方は成立し得ない。何故なら、そういった事は文面には全く現れないのだから。しか クレイステネスは民主政治への道を拓いた。」 曰く「区は純然たる地縁的結合として、 生れや貧富の差を問わず各人に平等なる政治的権利を与 主政治の出発点とされる。それが貴族勢力に深甚なる打撃を加え、民衆の進出に道を開いたから、というのである。特に部族改編、区創設にそ には貴族政的身分秩序の破砕が何らかの形で含意されているとする考え方も存在するのである。また、一般にクレイステネス改革はアテナイ民 った具合である。こういった立場から二十一章が利用されることも時にはあるのである。しかし二十一章はそのような見方に根拠を提供するも えた。その意味でそれは民主的性格を有し、結局、古い氏族制的従属関係を打破することになって、貴族勢力に重大なる打撃を与えた。」と い 前章において吾人はアリストテレスの思考を忠実に辿らんとしてきた。その結果、アリストテレスの考えたるところは大凡明らかとなったと

しそれだけでは納得しない向きもあるかと思う。従って、本章では別の角度からその点を見ていくことにする。

察は本稿の範囲を大きく逸脱しないよう、極く簡単なものに留めなければならない。 観念が存在するのだろうか。以下、この点を特に『政治学』に即して見ていこう。こういった点の認識は、実は本論文第二章におけるテクスト 論を承知せずしてはテクスト分析に際しても思わぬ誤りを犯すことがあるからである。本稿で敢えて一章を宛てる所以である。ただし、この考 分析の根柢にもあったのだが、研究の現段階では、『アテナイ人の国制』二十一章を理解するためには必要不可欠らしい。 アリストテレスの理 別の角度とは即ちアリストテレスの政治理論全般である。一体全体、アリストテレスの理論体系には貴族政的身分秩序とか従属民とかいった

とは徳及び価値 ἀξία(1278 a 20)に基いたる支配であって、文字通り「最善者の支配」である。 あって(1273 a 17)、教育ある人々が任じられる(1299 b 25)。かくして、有徳の士が役に就いて政治を行うのが貴族政的なる事である。 である、「貴族政の標徴は徳である」。そういった政体の下では、役職選出は籤引でなく選挙による(1298b7,1300b4-5 など)。役職は無報酬で る。それは王政、僣主政、寡頭政、「国制」、民主政と共に六つの国制の一をなす。 然らばそれは如何なる政体か。 それは徳 ἀρετή に基く政体 政体論から始めることにする。 アリストテレスの政体論には貴族政 ἄριστοκρατία なる国制が登場し、 そこで 重要な位置を 占めることにな

ものである。この種の貴族政は現実には寡頭政の方に傾く事が多いとされる。 から成る政体である。 自由と富はそれぞれ民主政と寡頭政の徴である。従って、「準貴族政」は真の貴族政に民主政と寡頭政の要素が加わった 以上が「真実で第一の」貴族政であるが、もう一つ準貴族政とも呼ぶべきものがある。これは徳と自由乃至富、以上が「真実で第一の 若しくはそれら三要素の混

kratie などはギリシア語の ἀριστοκρατία から発しているのであるが、その意味するところは大幅に異なる。アリストテレスの政体論において は近代人の言う貴族政、 あくまでも倫理的観点から把握されている。これは真の貴族政、準貴族政の別を問わず同じである。近代語の aristocracy, aristocratie, Aristo-て支配する政体といったものではない。徳は富に付随しがちであるからして、事実上、貴族政は上流階級の支配に傾く事も多いが、本質の上では 以上より、アリストテレスにおける aristokratia の意味内容は余りにも明らかであろう。それは貴族なる特別の身分が平民を凡ゆる面に亘 即ち身分に基く支配は独立の政体としては立てられていないのである。

アリストテレスにおいて、 今日言うところの貴族政に接近した概念は閥族政 δυναστεία であろう。 彼は寡頭政を四種に分類しているが、 そ

応するものである。閥族政の実例としてはクレタやエリス、トゥリオイを考えればよいのであろう。また、アテナイにおける三十人支配も閥族(12g) (12g) 政のうちに算えられる(Ath. Pol. 36.1)。 ポロニアやテラにおける最初の植民者の支配もこの部類に属するのであろうか。こうした寡頭政が更に度合を高めて最早法律が支配しなくなっ バシリダイの支配、マッサリア、イストロス、ヘラクレイア、クニドスにおける寡頭政を考えればよいのであろうか。或はイオニア海沿岸のア のうち第三の種類は度合の進んだものである。そこでは役職は少数の一族の手に握られ、世襲が行われる。実例としてはエリュトライにおける

を奉る事は躊躇されるであろう。近代人とは視角の相違があると言えよう。 り隔絶されたる特権的身分となし、恒久的に支配を続ける政体とは観念されていないのである。こうしたものに今日的意味での貴族政なる名称 テレスにおいては閥族政は寡頭政の極端化したもの、一種の暴政として把握されているのである。それは特定の一族が悠久の昔より自らを他よ ら閥族政に移行する事も多い。閥族政は新たに樹立されるのである。従って、それは特定の一族による、生れに基く支配とは限らぬ。 こうした閥族政はかなり極端なる少数者支配である。それだけにそれは不安定であって崩壊し易い。或いは逆に、寡頭政や貴族政、 アリスト

て、これは上流階級、 は、事実上、富裕者と重なる。 これらの語のうち最も多く出るのは γνώριμοι 「知名の士」であるが、これは民衆と対置される事が多い。 γνώριμοι, εὖγενεῖS, καλοὶ κἀγαθοί 等である。 それらの 語にはそれぞれニュアンスの差はあるが、 指向するところはほぼ 同一である。 般に、閉鎖的な支配集団を表わす概念や語は『政治学』にはまず姿を示さないように思われる。『政治 学』で上流階級を指す語は数多い。 富裕者を指すことになる。また、καλολκάγαθοί も社会的には富裕者と等置されていると言ってよい。

でソクラテスの子孫も sigreveck である。 だが同時に、富も重ねて考えられている事を忘れてはならない。 昔から富裕だった人の子孫も生れ良 派な人 πολλοὶ σπουδαῖοι の生れてきた家が立派な家柄とされている。 しとされているのである。 片『生れの良さについて』 Π epł eðyeveías に詳しい。そこでは「良き生れ」とは家柄の良さ、卓越性 åpetr) yévous であり、 次に εὖγενεῖς であるが、これは端的には「生れ良き人」の意である。「生れの良さ」を表わす名詞は εὖγένεια である。これらに関しては 生れの良さは第一には倫理的意味で考えられているのである。

単に相対的な概念であり、特別の身分を指すわけではない。単なる名門というだけの話である。 ころである。また、良き生れは教育と共に富裕者により多く随伴するものとされている。 ここからして明らかなる事は、 について言うと、それは富、徳、教育と共に知名人 γνώριμοι の種類を形成するものと語られている。生れの良さは上流階級の条件といったと て徳が高くなり、立派な生れ良き人になる、というだけの事である。それが何代にも亘って続く場合なおさらである。 εὐγένεια や εὐγενείδ は 特別の範疇を形成するものではない。それは富、徳、教育と同じ系列の上に数えられる。一般に、豊かで生活に余裕があれば教養を積む。 用される場合は富裕者を指すことになるのである。 事実、 εὖγενέστεροι は πλούσιοι と同列に扱われて寡頭政の主権者とされている。 εὖγένεια この事は『政治学』においても同様である。やはり祖先の徳と富とが「良き生れ」である。倫理的色合が付着するのは勿論だが、社会的に使 「生れの良さ」は何ら

語が多様なる事、それ自体である。上流階級は一つの術語で以って明確に限定して表現されるのではない。それは一般的に漠然と示されるだけ 様式に関して、身分に応じた規定などもない。他面、市民団内では農奴など隷属民も登場しない。これはアリストテレスの同時代のみならず、 であって、法制的に限定されたる特定の身分としては現れないのである。 従って、『政治学』には位階勲等の類は記されていない。 服装や生活 以上、上流階級を表わす種々の語の意味内容が一応明らかになった。之に加うるにもう一つ注目すべき点を指摘しておこう。上層を指示する

古い時代についても同じである。

やプラトンの理想国家論がこれである。或いはアリストテレス自身の理想国もこれに準ずるであろうか。それらでは一応身分の別が立てられてやプラトンの理想国家論がこれである。或いはアリストテレス自身の理想国もこれに準ずるであろうか。それらでは一応身分の別が立てられて ていないように思われる。 としてはせいぜいエジプトやクレタの例が挙げられるぐらいか。何れにせよ、現実のポリスの市民団内部における顕著なる身分分化は考えられ いる。しかしこれらは新規に構想されたるものであって、悠遠の昔より存在し代々世襲される固定的身分といったものではない。そういうもの 『政治学』には理想国家論が屢々登場する。それらにおいては住民を戦士、農夫或いは職人等に区分する事が論じられている。

といったところであるが、それらは国の「部分」、「部類」を指す事が多く、 幅広くかつ流動的に使用されている。 「身分」そのものに相当する これと関連して、「身分」そのものに該当する語が見当り難い事も想起しておこう。「身分」に近い言葉を求めるとすれば μέρος, γένος, μόριον

語彙とは言えないであろう。

— 148 -

する。それらは共に扱われる事が多く、 プラトリア、部族なのである。かくなる多様なる集団が相俟ってはじめてポリスが形成され和合が生ずるのである。従って、部族やプラトリア 結合から成るものであるが、人は全くの個人として存在するのでなく、様々の集団に属する。そういった人と人との集りが家族であり、 スによれば、部族やプラトリアはポリスにて共同生活更には良き生活を送るためにあるのであって、支配のために存するのでは決してないので は友愛 philia に基く集団である。それらにあるのは structures de réciprocité であって、hiérarchies や subordination ではない。アリストテレ 最後に部族、プラトリアに若干触れておこう。『政治学』や『ニコマコス倫理学』では部族 φυλή やプラトリア φρατρία, φατρία が屢々登場 両者共ポリスにとって不可欠なる要素とされている。アリストテレスの考えでは、ポリスは人と人との

ようである。この点はアテナイの旧部族の場合も変りはない。何れにせよ、部族、プラトリアは「貴族の権力装置」としては現れない。 例 貴族有力者を頂点としその下に庇護民を統合する縦型の人的結合はアリストテレスの念頭には殆ど存在しなかったようである。 部族やプラトリアは国家機構の一翼を担うのであるが、それはポリスの単なる区分として政治上、 行政上の必要に応ずるだけのものの

も富者と貧者との対抗という階級闘争的把握が中心となっているのである。 破壊」とか「身分秩序廃止」とかと呼ぶのは大袈裟に過ぎるのである。アリストテレスの場合、身分闘争なる視点からの分析でなく、あくまで 面から把握されていた。 は上流富裕層の後退、 以上述べ来ったところを逆の面、即ち民主政の進展なる面から見たら如何であろうか。民主政の発展、強化といった事は第一には制度的な側 民衆の進出ということになる。何れにせよ、下層民衆の発言力が強化されることになる。しかしこれを「貴族の権力基盤 それは役職の就任資格緩和とか抽籤の採用、裁判や民会の権限拡大等々といったことであった。社会的に見れば、 それ

章の考察は『アテナイ人の国制』二十一章の理解にも資するところなしとせぬ筈である。 されたと言うべきか。 それに徴した場合どうなるか。『アテナイ人の国制』二十一章においてクレイステネスの部族制改革を貴族政支配秩序の打破なる観点から アリストテレスの立場に即して、彼の政治理論の一斑を明らかにした積りである。或いはむしろ、彼が何を考えていないかが明らかに これはアリストテレスにおいてはありそうもない。これが結論である。もっともこれだけでは蓋然性の領域に属する事と言われる 以上は主として『政治学』の考察より得られたるものであるが、それは『アテナイ人の国制』にも妥当する。従って、 少くとも 無用の誤解を 防止することにはなる 筈であ 本

かもしれぬ。しかしそういった事が二十一章の文面に現れないという事実を顧慮した場合、この結論は決定的である。

i

- (1) 本論文第一章註(3)。
- (2) 拙稿「クレイステネス改革」(『史林』六十巻五号、一九七七年九月)六ページ参照。
- $\widehat{4}$ 3 アリストテレス政治理論の詳細なる論述は他日を期したい。ここではあくまでも全くの素描にとどまる。 同右、二ページ参照。
- 5 ἀριστοκρατίας μὲν γὰρ ὅρος ἀρετή (Pol. 1294 a 10-11.——以下、特に註記せざる場合は本章では引用は『政治学』から。) その他 1273 a 26-27, 1278 19-20, 1288 a 9-12, 1293 b 3-5, E.N. 1131 a 28-29 など。以下、典拠の指示も網羅的には行わない。
- (G) 1294 a 24-25.
- (r) 1294 a 23-24, 1293 b 14-21.
- (∞) 1293 b 37-38, 1307 a 5-40.
- (\circ) 1292 a 39-b 10, 1293 a 10-34.
- (a) 1305 b 18-19.
-) 以上四例は 1305 b 4-16.
- (2) 1290 b 11-14.
- (2 m) 1292 b 7-9, 1293 a 31-34, 1320 b 30-32.
-) 1272 a 27-35. クレタではコスモイは特定の氏族から ek ttrôv アενῶν 選ばれる。
- 1306 a 15-19.
- (5) 1307 b 6-19.
- 16) 1320 b 30-33.
- ;) 1303 a 13, 1306 a 24-25, 1307 b 18-19, 1308 a 18, b 8. まだ 1302 b 15-18
- では γνώριμοι καὶ εὖποροι はソロン財産級における上位三階級、即ちペンタコシオメディムノイと騎士、農民級に相当するものとされている。 この部分、 と一致することになる。テクストの何箇所かはそれを明白に示す。 1274 a 18-19, 1293 b 39-40, 1296 b 31. このうち 1274 a 18-19 及びそれに続く箇所 テクストに問題はある(τρίτου τέλους)が、γυώριμοι に関して何ら身分的なものが含意されていない事は明らかである。 言う迄もない事だが、アリストテレスの政治理論において、最も基本的なる対抗関係は民衆、貧乏人対富裕者である。 従って、 γνώριμοι は事実上富裕者
- 19) 1293 b 39-40, 1294 a 18. 勿論、καλοὶ κἀγαθοί には倫理的な意味合もある。

- (Ross
- (a) Rhet. 1390 b 30-31
- (2) Tree: 1000 0 00 01.
- 22 Περὶ εὖγενείας, fr. 4. 同様の記述は Rhet. 1360 b 34-38 にもある。
- 24 23 ή γὰρ εὖγένειά ἐστιν ἀρχαίος πλοῦτος καὶ ἀρετή (1294a21-22), εὖγενείς γὰρ εἶναι δοκοῦσιν οἶς ὑπάρχει προγόνων ἀρετή καὶ πλοῦτος (1301b3-4). なお edreveis, edréveia 以外の語であるが、 êπιεικείs, ἄριστοι, βέλτιστοι, ἀριστίνδην なども社会的に上流階級を指示する事はあるが、『政治学』 では倫
- 1290 b 19-20. 理的意味に重点を置いて使用されている。

25

- (원) 1291 b 28-30.
- (2) 1293 b 37-38.
- 28 1283 a 33-34 で edyeveis と elevolepor が互いに相似せるものとされている事も、この関連で留意しておこう。
- (29) それぞれ 日.8:日.1-5.
- (3) VII, 8-10,
- (♂) 1329 a 40-b 35.
- (S) Pol. 1262 a 9-13, 1264 a 6-8, 1280 b 33-39; E.N. 1160 a 18, 1161 b 13-14,
- (☼) Roussel, op. cit. 106.
- (%) 1298 a 16, 1300 a 25, 1304 a 35, 1305 a 33, 1309 a 12, 1320 b 1.
- (35) Ath. Pol. 8. なお Ath. Pol. fr. 3 (Kenyon, O.C.T.) については後述。本章註(3)。
- を読み取ろうとするのは誇張の譏を免れまい。 級に有利に作用する、といった程度の事を述べているに過ぎない。この文を如何に解するとしても(本論文一四一ページ)である。そこに「貴族の支配装置」 この関連で Pol. 1319 b 19-27 が問題とされるかもしれない。 しかしこの文はせいぜい、 部族やプラトリアには人と人とのつながりが生じそれが上流階
-) 本論文一三八ページ。
- 知せぬところである。(序でながら一言。「滅びゆく貴族階級」なるものもアリストテレスには無縁である。) 民主政とは逆に寡頭政が樹立されるという場合も、 通例、それは富裕者が有力になるというだけの話である。「貴族反動」なる観念はアリストテレスの関
- 39 知の如く多くの難点を含むものであるが、就中、その現れ方が余りにも唐突である。アリストテレスが一体何を考えてこれを記したのか不可解なのである。 何れにせよこれが史実を伝えているかどうかは甚だ疑わしい。理想国家論よりする述作の投影を考えるべきであろうか。cf. L. Gernet, Les dix archontes ルコン選任の事が記されている。これは『アテナイ人の国制』中、歴史時代のアテナイについて身分乃至それに類したものの現れる唯 『アテナイ人の国制』に関しては十三章二と断片三(Kenyon, O.C.T.)が問題となる。 このうち前者では、Eupatridai, Agroikoi, Demiourgoi よりのア 一の例。

le 581, R. Ph. 64, 1938, 216—227.

て明らかである。そこではプラトリアや氏族が部族の下部組織として現れるが、これも事実に反するであろう。 次に断片三であるが、これも到底史実とは認められない。数学的に整然とし過ぎており、一年の運行との類比が余りにも顕著であるから、その事は一見し

が出るだけである。「支配階級」としての Eupatridai は現れない。 この断片につき、ここでは本文との関連で注目すべき点を二つだけ指摘しておこう。一つは部族、プラトリアが支配装置の類としては現れないことであ 氏族もその点は全く同様である。人口全体が氏族員だったことになっているのである。もう一点、そこでは住民の区分としては Georgoi と Demiourgoi (この点に関して一言。ケニョンの断片二はどこまでアリストテレスの言を伝えるか疑問

結

掌握したとアリストテレスは考えたのである。 容易ならしむるところにありと見たらしい。その結果、下層民が増加して民主化の進展を招致する事となったということであろう。 るものである。この二点と共に改革前における民衆の動向をも併せて考えるべきであろう。僣主政倒壊後の混乱において民衆が進出し、い トラキスモス。オストラキスモスの法はクレイステネスの定めたものとされているが、アリストテレスによればオストラキスモスは民主政的な ンのそれよりも遥かに民主的となった、というわけである。その理由として二点が考えられる。第一は部族制改革。これの目的は新市民導入を な改革だったと見ている。アリストテレスによればアテナイ民主政治の起点は兎に角ソロンであるが、クレイステネス改革の結果、 『アテナイ人の国制』において、アリストテレスはクレイステネス改革に対して如何なる評価を下しているか。一口に言って、それは民主的 第二はオス 国制はソロ 国政を

なものとは言えない。何故なら、厳密に言った場合、オストラキスモスとは自由主義的な方策なのだから。民主政に特有のものとは言えない。 発言権強化は民主政のより一層の進展を意味するであろうから。 得していたであろう。しかし、他から見てそれはどこまで正当性を主張しうるか。第一点はそれなりに理解は出来る。下層大衆の増加ひいては クレイステネス改革が何故民主的なのか、アリストテレスの与えた理由づけは以上であろう。その点につき、アリストテレス自身は完全に納 ただし、事実関係の認識はまた別問題である。 第二点の理由づけは必しも十分

間のアリストテレスの歴史叙述には問題がある。彼はその史料たるヘロドトスを少しく誤解しているのであった。 これと共に改革前における民衆の動向であるが、これも民主的改革の機運を醸成したものとして、それ自身としては理解出来る。ただし、この

属状態より解き放たれ、そこから民主政治が開花していったと説く。ところが、そうした事はアリストテレスの与り知らぬところであった。そ 傾けるのでなくてはならない。すべてはそこから始る。 の点はヘロドトスも同様であった。これは一体どうしたことであろうか。今日の学者は史料に基かずに勝手に創作を行っているのだろうか。そ ろに耳を傾けなければならない。それも徒らに近代人の観念の枠組を持ち込んで裁断するのではなく、彼らの思考に分け入って虚心坦懐に耳を これは今日の学者による評価とは随分と異なっている。今日の学者の場合、クレイステネス改革によって貴族の権力基盤が破砕されて民衆が従 以上三点、吾人よりすれば些か疑念を呈せざるを得ない。アリストテレスの認識には若干の欠陥が存すると言えよう。しかしそれにしても、 ヘロドトスとアリストテレスはクレイステネス改革に関して最も重要なる史料である。従って、我々としては兎にも角にも彼らの語るとこ ヘロドトス、アリストテレス以外の史料に拠っているのであろうか。その事はここでは問わぬ。しかし、その認識に欠陥があるとして

È

- (-) Ath. Pol. 41.2
- (a) Ibid. 22.1, 41.2, 29.3.
- (∞) Ibid. 22.1. Τούτων δὲ γενομένων δημοτικωτέρα πολύ τῆς <math>Σόλωνος ἐγένετο ἡ πολιτεία·
- ストラキスモスの法以外は明示されない。 Ibid. テクストには「大衆を狙って他の新たな法を設け」云々 (καινοὺς δ'ἄλλους θείναι τὸν Κλεισθένη στοχαζόμενον τοῦ πλήθους κτλ.) とあるが、
- (15) Pol. 1284 a 17-18.
- (G) Ath. Pol. 20.1-4.
- これは常識の範囲で理解出来る。 この点につき、デイとチェインバーズのように 「人口理論」を援用する 必要はないように思われる。

ジ参照。

- 僭主の出現を防止するという意味で。
-) Cf. Pol. 1284 b 3-25.

- (11) これは『アテナイ人の国制』でも『政治学』でも全く同じ。『アテナイ人の国制』二十章につきては、特に前掲拙稿「『アテナイ人の国制』二十章」十一ペ(10) 前掲拙稿「『アテナイ人の国制』二十章」六一十二六 ージ
- $\widehat{12}$ 拙稿「ヘロドトスとクレイステネス」(『大手前女子大学論集』十五号、昭和五六年十一月)百ページ。